

請 書

工 事 名

工事場所

工 期

請負金額 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

※契約期間の中途において、消費税率の改定が行われた場合、改定後の消費税の額
については、国の指針に従い計算するものとする。

収入
印紙

令和 年 月 日

亙理地区行政事務組合
管理者 齋 藤 俊 夫 殿

請負者 住所
氏名

印

上記の契約について、上記の記載事項及び次の条項を遵守し、お請けいたします。

- 亙理地区行政事務組合（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は仕様書等に基づき、この契約（この請書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 乙は、図面及び仕様書(金額を記載しない設計書を含む。)等に基づき、頭書の請負代金をもって、頭書の期限までに工事を完成するものとする。
- 乙は、修繕・改造等に当たり、甲から引渡しを受けた物件は善良なる管理者の注意義務をもって保管し、故意又は重大な過失により物件を滅失し、若しくはき損したときは、これを賠償するものとする。
- 甲は、乙から工事完成の通知を受けた後に完成検査を行うものとする。
- 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく契約の目的物を甲に引渡しをする

ものとする。

- 6 乙の責めに帰すべき事由により期限までに工事完成の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって甲に期限の延長を求めることができる。この場合において、甲は、遅延日数に応じ、請負代金額に年2.7パーセントの割合で計算した額を違約金として徴収することを条件として期限を延長することができる。
- 7 請負代金額は、検査合格後乙から所定の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 8 乙は、目的物の引渡しの日から1年間、乙の技術上の欠陥又は工作上の不備によって生じたかし及びそのかしによって生じた故障若しくはき損に対しては、補償又は取替若しくは補充するものとする。
- 9 甲は、乙の債務不履行、不正な行為又は解除の申出があったときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、違約金として請負代金額の10分の1を納付しなければならない。ただし、出来形部分については、甲の所有とすることができるものとし、当該部分に対する請負代金相当額を支払うものとする。
- 10 甲は、この契約に基づき乙から徴収する金額があるときは、甲は、これを請負代金額と相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。
- 11 甲は、前項の規定により金額を追徴する場合において、乙が甲の指定する期日までに納付しないときは、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。
- 12 違約金及び遅延利息が1,000円未満であるときは、延滞金を付さないものとし、延滞金が100円未満又は100円未満の端数があるときはその端数は徴収しないものとする。
- 13 甲は、自己の都合により契約を解除することができる。この場合において、乙は、損害賠償を請求することができる。
- 14 甲は、工事目的物を火災保険料に付することを求めることができる。火災保険に付すべき時期、期間、金額、保険会社等については、甲乙協議して定めるものとし、乙は、保険契約を締結したときは、直ちにその証券を甲に提示するものとする。
- 15 この契約につき、甲乙間に紛争の生じた場合は、甲及び乙は、宮城県建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するか又はあつせん若しくは調停によりその解決を図るものとする。
- 16 この契約に定めるもののほか、必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。